

広報たからづか「市政マンガ」制作業務委託仕様書

1 業務名

広報たからづか「市政マンガ」制作業務委託

2 目的

広報たからづか（以下「広報誌」という）にストーリーマンガを掲載することに加え、SNSを通じて同ストーリーマンガを発信することで、宝塚市の重点施策や課題などをわかりやすく、かつ印象的に伝え本市への関心と愛着をより一層深めてもらうことを目的とする。

3 現状と課題

本市では、マンガのまち宝塚ならではの取り組みとして平成19年から広報誌で市政マンガを連載している。アンケート調査の結果によると、広報誌の企画としては、市政マンガの評価が高い一方、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、情報を受け取る手段が、紙媒体からデジタル媒体に移り変わってきたことにより、主に SNS 等を中心に情報を得ている市民には、市政マンガの情報が届いていないことが課題である。

4 委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

5 納期

令和7年(2025年)12月22日(月)

6 業務内容

(1) ストーリーマンガの制作

市が提供する作成方針(資料2)を基に、A4版2ページ(カラー)のストーリーマンガ(吹き出し入り)を1編制作する。校正は絵コンテ、線画、着色の3回とし、その後完成品を納品すること。なお、本プロポーザル提案では、市が提供するシナリオを基に、ストーリーマンガ(ラフスケッチ)を1編制作し提出すること。

(2) イラスト数点の制作

ストーリーマンガの内容を補足する解説ページ用のイラストを制作する。ストーリーマンガの主要キャラクターが、当該ストーリーと関連性のある服装や持ち物などで登場するデザインで制作すること。点数は都度指示する。校正は絵コンテ、線画、着色の3回とし、その後完成品を納品すること。

(3) 追加提案

上記の業務内容に加えて、上記3の課題解決の達成に資する内容があれば提案すること。

7 納品物の規格

(1) サイズ

(ア) ストーリーマンガ

ページの体裁はA4縦判で、作画面のサイズは267mm×180mm。イラスト、吹き出しの大きさは、同ページ中で必要十分な大きさであること。

(イ) イラスト

同ページ中で必要十分な大きさであること。

(2) 彩色

フルカラー(CMYK色)

(3) 形態

ストーリーマンガは Adobe 社イラストレーターCC 及びフォトショップ CC で利用可能なファイル形式でデータを作成のうえ、ストレージサービス、またはCD-R等の記録媒体で納品のこと。

8 マンガ・イラストを掲載する媒体

広報誌(電子書籍版を含む)、市ホームページ、市公式 SNS (LINE、X、Instagram、note) など

9 納入場所

宝塚市 企画経営部 広報課 (宝塚市東洋町1番1号)

10 実施体制

本仕様に定める内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。体制を変更する必要がある場合には、事前に承認を得ること。

11 留意事項

(1) 再委託

受託者は、本業務を遂行するにあたり、本業務の全部を一括して再委託してはならない。本業務の一部を再委託するときは本市の承認を得なければならない。

(2) 権利の帰属

(ア) 本著作物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、対価の完済により市に移転すること。但し、受託者のウェブサイト・SNS・ポータルフォリオ等実績紹介として掲載する場合に限り、使用許可は不要とする。

(イ) 受託者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において解決すること。

(3) 著作者人格権

(ア) 受託者は、市が本著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じて本著作物の

サイズの変更や一部を切除することを予め承諾すること。但し、市はこれら改変であっても、本著作物の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(イ) 市は、前項以外の改変を行う場合は、事前に受託者の承諾を得なければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務が完了した後も、また同様とする。

(4) 業務実施上の条件

(ア) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品等、業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。

(イ) 説明資料・写真（広報課が支給）を組み込むときは双方で協議のうえ決定する。

(ウ) マンガ及びイラストの作成にあたり、生成 AI を使用した場合は申告すること。
シナリオの作成やキャラクターのデザイン案等、作画以外で使用した場合も同様とする。